

平成28年11月臨時会会議録

平成28年11月17日 木曜日 午前10時00分開会
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（1名）

18番 佐藤義一 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
教育長	武田一夫	総務課長	野崎勉
総合政策課長	小野茂雄	財政課長	小野享
商工観光課長	渡辺安志	社会教育課長	関宏之

事務局出席者職氏名

局長	森隆志	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主査	早坂和弥

議事日程

平成28年11月17日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 13 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 70 号新庄市陸上競技場改修工事請負契約（平成 28 年議案第 42 号）の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名でございます。
欠席通告者は佐藤義一君の1名であります。
それでは、これより平成28年11月新庄市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤悦子君、奥山省三君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 森 儀一君。
(森 儀一 議会運営委員長登壇)
森 儀一 議会運営委員長 おはようございます。
それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。
去る11月11日午後1時30分から、上下水道庁舎会議室において、議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事

務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年11月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびの提出案件は報告第13号損害賠償の額の決定についての専決処分報告について及び議案第70号新庄市陸上競技場改修工事請負契約（平成28年議案第42号）の一部変更についての2件でありますので、本日11月17日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので、報告1件の後、議案第70号につきましては委員会への付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、11月17日、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は11月17日、1日と決しました。

日程第3 報告第13号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

清水清秋議長 日程第3 報告第13号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。臨時会あり

がとうございます。

それでは、報告第13号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明いたします。

平成28年8月9日に発生した車両損傷事故について、地方自治法第108条第1項の規定に基づき、本年10月21日に損害賠償の額の決定についての専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要といたしましては、本年8月9日午後1時10分ごろ、新庄市中核工業団地内の市道において、市有自動車が右折しようとしたところ、当該市有自動車を追い越そうとしていた相手方車両と接触したことにより、相手方車両が損傷したものであります。本年10月21日に示談が成立し、損害賠償の額につきましては17万3,509円であります。

今後、市有自動車の運行につきましては、安全管理の指導を徹底し事故防止に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

清水清秋議長 本件は、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承願います。

日程第4議案第70号新庄市陸上競技場改修工事請負契約（平成28年議案第42号）の一部変更について

清水清秋議長 日程第4議案第70号新庄市陸上競技場改修工事請負契約（平成28年議案第42号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第70号新庄市陸上

競技場改修工事請負契約（平成28年議案第42号）の一部変更について御説明申し上げます。

本年6月定例会において御可決いただき工事に着手しております新庄市陸上競技場改修工事につきまして契約内容を変更する必要が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものでございます。

変更する内容といたしましては、工期と請負契約金額でございます。

工期につきましては、10月上旬まで工程どおり順調に進めておりましたが、全天候舗装の工程に入り雨天が続いたことによって施工ができない日が続いたため工期の延長が必要となり、竣工期限を平成28年11月30日から平成28年12月22日とするものでございます。

また、2点目の請負契約金額につきましては、改修工事の精算に伴う変更でございます。主な変更といたしまして、規制構造物の撤去に伴う産業廃棄物処理費の増額と天然芝の舗装面積の増工による増額、排水管の変更による減額などによるもので、当初の請負金額4億6,548万円を205万9,560円増額し、4億6,753万9,560円とするものであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 お手元に補足説明用の資料がございますので、資料に基づきまして担当課から説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページになりますが、1、工事請負額の変更につきましては、先ほど市長から説明がございましたように205万9,560円の増額とさせていただきますと考えております。

2の工事費の変更内容でございますが、増額工事と減額工事がございます。

増額工事といたしましては、撤去工、これは

産業廃棄物の処理費用でございますが、当初現場調査や図面上から撤去する構造物の大きさや舗装盤の面積などをもとに産廃の量を算出いたしました。但实际上に構造物を撤去する段階におきまして埋設物で工事に支障となる既設の暗渠管の処理やアスファルト舗装改修の増加分などがあり、処分する産廃の量がふえたものでございます。増加分につきましては、マニフェストで確認しておりますが、115万5,217円の増額となっております。

次に、舗装工でございますが、2ページ目の平面図に増工する箇所を示しております。

天然芝舗装増加分の箇所につきましては、受水槽を埋設する工事を実施しており、発生土の埋め戻しだけでは雨天時など土砂の流出などが懸念されたことや景観にも配慮し周辺と同様に天然芝舗装を増工するものでございます。

アスファルト舗装増加分につきましては、配水管を埋設する工事を行っており、出入り口でもございますので部分的な舗装復旧ではなく一体的な舗装工事に変更したものでございます。舗装工といたしましては76万3,352円の増額となっております。

資料の1ページに戻りまして、散水施設工、天然芝に水をまく施設の整備でございますが、電気を供給する電源をスタンド内から引き込む計画でありましたが、スタンド内からの引き込みが困難でありましたので、付近の電柱から直接電気を引き込む工事に変更することで118万6,549円の増額となっております。

そのほか、土工、縁石工、電気設備工、囲障工の変更で合わせて118万6,549円の増額となっております。

次に、②の減額の工事でございますが、排水施設工の変更でございます。排水施設工は場内から場外まで雨水などを排出する工事ですが、排水管をヒューム管から機能的に同等であり安価であります硬質塩化ビニル管に変更し

て実施するものであり、附帯施設工と合わせて276万1,445円の減額となっております。

③の合計額でございますが、増額から減額を引きまして135万92円となります。そこに、諸経費と消費税を加算いたしまして合計で205万9,560円の増額となった次第であります。

次に、2ページの3、竣工期限の変更でございますが、竣工期限を平成28年11月30日から平成28年12月22日まで延期したいと考えております。

4にその理由と工程表を記載しております。現在、全天候舗装という最終の工程に入っておりますが、工事の特殊性で雨天時には作業ができないという理由から天候に大きく左右されております。これまで順調に工事が進み予定どおり10月の初めには全天候舗装を実施する段階まで来ましたが、10月に入ってから雨の日が多く思うように進まない期間がございました。また、11月に入ってから雨天が続いており、施工業者といたしましても土日にかかわらず晴れば工事を行うという体制で行っておりますが、今後の作業工程としましては、全天候舗装とラインマーキング工程で約2週間の日数が必要であるということから、11月30日までには完了できない可能性が高いことから、竣工期限を延期させていただきたいと考えております。

以上、補足の説明をさせていただきました。

清水清秋議長 ただいま説明のありました議案第70号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 3つお聞きしたいと思
います。

1つは、2、増額工事の撤去工の産業廃棄物
の処理が増加したということですが、こうい
うところは予算に入っていなかったのか。先ほど
予測できなかったような話がありましたが、も
う一度お聞きします。

それから2つ目は、メインスタンドから散水
施設の電源をとるという話が困難だったとい
うことですが、どういうことが困難だったのかと
いうことでお願いします。

3つ目は、減額工事のことですが、ヒューム
管を硬質塩化ビニル管に変更ということですが、
ちょっと心配なのは強度はこれで大丈夫なのか
という点です。せつかく排水のよい陸上競技場
にすることを一番の主目的で改修を行っている
わけなんです、それが最後のところで安くし
ていいのかとか、壊れたりしていいのかと
いう感じもしますので、その点についてお願い
します。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 まず、増加の産業廃棄物
用の金額については予算に入っていなかったの
かという御質問でございますが、説明でも申し
ましたように、図面等を参考にしまして産業廃
棄物の量を算出しておりますけれども、1つは
これまで埋設されていた排水管がございませ
けれども、その深さというものがわからなかつ
たので、それが工事に影響するかどうかとい
うところがわからなかったものでございま
す。実際工事を進める上で工事に支障になる
部分がありましたので、そちらを撤去する費用
が増加したということです。

また、もう一つの理由としまして、説明でも
申し上げましたけれども、2ページ目のアス
ファルト舗装分なんですけれども、こちらは
配水管を通す際にその部分だけの改修とい
うことを

考えておりましたけれども、やはり入り口
ということで全体的にアスファルト舗装を全
体的にしたほうがいいのではないかということ
を監督職員と業者で協議しまして、こちら
を全面一体的な改装とさせていただきます
ので、その分のアスファルトの廃棄物分が
ふえたものでございます。

次に、2点目のメインスタンドからの電
源がなぜとれなかったのかということなん
ですけれども、当初はメインスタンドから
とる計画でした。実際に工事を進める段
階で、100ボルトの電源がメインスタ
ンドにあるんですけれども、今後200
ボルトの電源が必要だということが確
認できましたので、メインスタンドを
改修するとなるとさらに大きな改修
費がかかってしまうものですから、
直接電源を引き込んだほうがいい
ということを協議しまして、こちら
は一部チェックが不十分なところも
あったということをおおわび申し
上げながら工事を変更させていただ
きたいと考えております。

また、3点目のヒューム管から塩ビ管
ということですが、国の一般的な仕様
としてはヒューム管となっております
けれども、最近の下水工事におきま
しては塩ビ管が主流になっておりま
す。また、ヒューム管のメリットと
して強度が強いということがござ
いませ、通常道路であれば大型の重
機とかトラックが走りますけれど
も、陸上競技場につきましてはそれ
ほど大きな重機が入ってこない
ということで、塩ビ管で十分であ
らうという判断に至ったところで
ございませ。

以上でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 4 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

1 4 番（新田道尋議員） 今回の工事費用の増額
と期間の延長です。説明をお伺いした
んですけれども、まずこの増額分の
200万円に関しては、

先般の委員会のときには詳細に出てこなかった数字だったんですが、きょう出てはつきりとわかったわけです。全体的な総工事請負金額が4億6,548万円でスタートを切っているんですね。これから追っていきますと増額分が411万1,537円、1%足らずの金額ですね。こういう中で、普通でしたら業者がやはりこれを条件にやっていくというのが普通じゃないかと思うんです。大きな設計ミスとかなんとか、それからまた、さっき言ったとおり障害物が思いがけずあったということであればやむを得ないと思うんですが、たったこれだけの金額を処理できないなんというのは、ちょっと私は腑に落ちないんです。1%ですよ。足らずですよ。本当に最終的には200万円を増額してくれという要求のもとに、今審議しているわけですけども、これをもらわないとこの工事ができないと言っているわけでしょう。どうも私はその辺が納得いかないですね。200万円といえども黙っていてどこからか出てくるわけ、湧いてくるわけでもないし、全部を市民が拠出した税金で支払うわけでしょう。簡単に「はい」なんて私は言うべきじゃないと思いますよ。それで、ずっと眺めてみますと、近々の工事を見ると多少のことですぐ増額、延期、繰り返し繰り返しやっているんですね。どうもその辺も私は納得いかない。

それで、担当が教育委員会がこれでよしということで議案として今審議して提出していると思うんですけども、まずこの件に関してどのような見解を持っているか、教育長、教えていただきたい。考えをですね。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 教育委員会ということに限ったことではございませんけれども、実際に工事現場で100%実施設計どおり進めるということは非常に困難なことであり、ある程度の誤差や工事を進める途中での変更もあり得るとい

う前提で行うのが国や県の公共工事におきましても一般的な考え方であるということでございます。また、大きな工事になればなるほど変更部分も多くなってまいりますので、公共工事であればこそ監督者の協議を基本として適正な金額を支払う必要がある。税金という観点からも精算という考え方がついてくるものであると考えております。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) この工事の受注に関しては見積もりから何から打ち合わせからいろんな経過を経て、最終的な工事契約となっていると思うんですが、これを、こういうことが多少あり得るということは全て当初からわかっている工事契約をしているんじゃないかと私は考えますけれどもね。これ、何かやるたびにこういうことで増額、期間延長なんてついてね、その範囲内だと言っても、そんなことをやっていたのなら何もこれ契約する必要ないじゃないですか。終わってからやったらいいじゃないですか。そんなこと容認できるとすればね。こんなことやっているところないですよ、ほかには。これ1件だけだったら私は我慢できるけれども、ずっとさかのぼって考えてみなさい。全てですよ、全て。まともに契約どおりやったのが一件もないんでないか、最近は。こんなことをやっていったら先が思いやられますよ。

説明を聞いた内容ではちょっと不足なんですけれども、本当にこのところはやむを得ないということであれば、これは仕方ないと思うんですけども、そうはとれないところが随分あるんでね。詳細な金額は出ているんですけども中身がまだわかってないんで、チェックするあれがないわけだ。当初からそういうもの細かく、円単位まで出すんだったら、何でもう少し詳しく出してこないのかな、我々の納得できるような方法で。言われてからやるなんていうのはち

よっとおかしいんじゃないんですか。市がそれを承知で工期延長と増額を認めてもらいたいということで我々に審議させているんだから、それを根拠に私ども議会がよしというもの、資料がなければできないんじゃないですか。手元に恐らくあると思うんですけれども、なぜそれをあからさまに我々に提示できないんですか。

小野 享 財政課長 議長、小野 享。

清水清秋 議長 財政課長小野 享君。

小野 享 財政課長 ただいま、建設工事の請負契約に関する変更の扱いについて御意見いただきました。安易な変更が多いのではないかと御意見でございますが、先ほど社会教育課長が御説明申し上げましたとおり、建設工事の請負の冒頭、設計とかかかわっていますけれども、やはり詳細にわたって設計を行っておりますが、先ほど申し上げました埋設物を含め、さらには工事を進めるに向けてよりよいものをつくりたいという部分での変更の部分について、いろいろ業者、つまり契約者からの提案なり我々からの再提案という部分の協議を踏まえながら工事を行っているという現状でございます。

変更にあたって、先ほどの御意見のような安易な、現場をよく確認しないで変更してしまうというケースは若干見受けられますが、基本的にはやはり現場を見ながら詳細によりよいものをつくっていききたいという考えのもとで建設工事の請負契約、さらには変更を進めていくという現状でございます。

現在、建設工事請負についての契約については、国の会計法及び国土交通省の契約約款に準じまして進めておるところでございますけれども、変更事由につきましては、軽微なもので全体の2割に満たないものにつきましては、工期の最終にまとめて変更できるという取り扱いになっておりますので、今回このような変更の案件を提出させていただいたというところでございます。

今後とも変更契約の扱いについては、基本的にはおっしゃるとおり安易な変更については認めない、さらにはさせないという形では取り組んでまいります。今回のように予想できない、さらにはよりよいものをつくっていききたいという部分の変更については、これは国及び各地方自治体で同様に取り組んでいるという現状でございますので、このような方向で今後とも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1 4 番 (新田道尋議員) 議長、新田道尋。

清水清秋 議長 新田道尋君。

1 4 番 (新田道尋議員) 言っていることはわかりますけれども、こんなことして一々皆認めていたら今後の工事にだって全部影響してきますよ。よそも皆まねしますよ。言えば出すんだというようなことになるんじゃないですか。こんなみみっちい200万円ばかりの金を。言うべきでない。この詳細の下のほうに書く、土工、わけのわからない縁石工、電気設備工、囲障工など、どこがどうなったかわからないもので金額だけが出てくるなんてどういうことなんですか。そんな一々みみっちいこと言っていたら工事やらなきゃいいんだ、請負しなきゃいいんだ、私から言うと。納得して契約したんでしょう。だから、不測の避けられないような状態のものが出てきたと。例えば体育館の壁の問題とかありましたね。あれなんか取ってみないとわからないという状況の中で出てきたような、ああいうのはやむを得ないと思うんですけども、そういうところがこの工事には見当たらないんだよね。大体工期延長だって秋がだんだん深まれば、冬近くになれば天気が悪くなってくる、最初からわかっていることじゃないですか。だとすれば、もう少し天気のいい早い時期にこの部分を早くやっておくというのが工程の組み方じゃないですか。これから雪が降ってくるというときに22日延長したって晴れるという保証はあるん

ですか。できるという保証、大丈夫ですか、あるんですか。気象状況は調べたんですか、長期予報。それで雨が多いと言っているけれども、例年と比較したものも何も出てきていないじゃないですか。天気が特に雨が多かったですか、ことだけは。私はそういうふう感じていないですけどもね。そこら辺だって十分調べていかなければ。これは施工法が悪いんじゃないですか。大体工期が予測どおりにならないという状況になったのは。私はそういうように見えますよ。雨が降って仕事ができなかった、特に外の作業が多い農家の方々が困ったもんだと嘆いて時期がおくれたなんて話は聞いていませんよ。皆毎年と同じように作業をやってますよ。なぜここだけ雨が降ったんですか。どうもわからない。

私が一番心配するのは、何回か言いますがけれども、こういうことをみんな認めたならば次からみんな工事を発注してもこういう現象が起きてくるということなんですよ。あんな小さいこと一々みんなほっくり返して、次に幾ら払うだの工事金額をみんな並べて合計118万6,549円ですよと、それも出してくれなんておかしくないですか。私は納得できないね、こんなことは。

あと、ほかに市長、何か意見ないですか。副市長でもいいけれども。教育長、一番の窓口、何かあるんじゃないですか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 コメントを求められましたので。

先ほど財政課長も申し上げたとおり、近年の公共事業の発注については、1円単位まできっちり精算しなさいというのが方針になっております。

例えば200万円業者が持つというようなことは、行政が借りをつくるということになります。過去にはそうした事例が確かにあったんです。そのぐらい持つということは、次のどこかの工

事で補うからということで議会を通さずにやりくりしていた時代が過去にあったと。国土交通省としては、そういうことは税金であるがゆえに1円まではっきりした精算を行いなさいと。

工期の延長につきましては、人件費は向こうが負担することになっています。工期の内容だけが延長するということでもあります。人件費まで請求されるようであれば、これは当時の見積もり以外のことでありますが、天候に関することについては大変厳しいものがあると。現場の中で協議しながら進め、よりよいものをつくるということであれば現場の監督が業者と協議し、そしてそれをただでさせるということはあってはならないというのが今、国土交通省の指針の一つであります。

そんなことをぜひ御理解いただきたいということで、最近の事情の中でこの工期変更のことが数多く出るということは、市民にどれだけこのところで負担をしたのかということをはっきりさせなさいということで、議員の皆さんには御説明申し上げ、今回の検討に至っているということをぜひ御理解賜りたいと思います。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 私、かなりこればかりでなくいろんなもので追加変更というのが非常に気になります。まして今回の入札率は98%ぐらいの落札だったとお聞きしましたけれども、新田議員もおっしゃいましたけれども、やっぱりその範囲の中で、4億幾らかでこれだけの追加工事というのは本来はできるんじゃないかなという個人的な思いもします。先ほど市長がおっしゃったように1円とかそういうものを出すようなということですけども、それに関してもやはり発注元は新庄市、自治体になるわけですね。その自治体の技術者が新庄市にはいないんじゃないかなと。こういう高度な工事をする

ときに専門職でないとわからないと。やはりそれに見合うような、チェックをできるような職員がいないんじゃないかなと。やはり教育委員会の方々もこれで「こうだなあ」と言われると、「あ、んだなあ」と言わざるを得ない部分もあるんです。やはり行政として対等に渡り合えるような専門職の技術者がいないなら、安易に業者から言われると、そうかなということで、もちろん詳細でよりよいものをするためにこういう結果になったと思うんだけど、そうならないように行政としてやはり技術者、専門職を置く必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 配置職員の件ですので私から御説明させていただきますが、現在技術職については建築士、上級土木関係、それを適正に配置してございますし、教育委員会にもこのたび施設関係の工事が続くということもございまして専属で配置させていただいて、専門の知識を持った職員を配置しているものと理解しています。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 配置しておるといことですけれども、これ一級建築士の資格を持った方ですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 このたびの工事については、土木工事でございます。基本的に一級建築士というのは建築のほうでございますので、そのかわりは薄いということになってまいります。このたびの工事については、土木専門の技師から発注しているということでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） そうすると、その方が協議の結果、このようなことだということですか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 その職員が現場監督をしておりますので、逐一現場を確認しながら協議をして行ったものでございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかにないようですので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号新庄市陸上競技場改修工事請負契約（平成28年議案第42号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議ありますので、起立採決いたします。

議案第70号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

閉 会

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

清水清秋議長 以上で、今期臨時会の日程は全て
終了いたしましたので、閉会いたします。
本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 佐 藤 悦 子

〃 〃 奥 山 省 三